

# 答 申 書

平成26年（2014年）11月19日

姫路市長  
石 見 利 勝 様

香寺地域審議会  
会長 大 塚 恒 彦

## 新市建設計画の進捗状況について（答申）

平成26年（2014年）4月25日付けで諮問のありました標記の件について、香寺地域審議会において審議した結果、下記のとおり答申いたします。

### 記

1. JR香呂駅・溝口駅及びその周辺整備事業について（詳細別紙）
2. 幹線道路の新設・改良事業について（詳細別紙）
3. 都市計画道路の整備促進について（詳細別紙）
4. 住居と農業と自然が調和した香寺らしい田園居住地域の創出について  
(詳細別紙)
5. 連携と交流の輪がひろがるまちづくりについて（詳細別紙）

## 1. JR香呂駅・溝口駅及びその周辺整備事業について（継続）

均衡と調和した都市発展・市北東部拠点整備の観点から、JR香呂駅・溝口駅及びその周辺整備事業について、以下のとおり答申します。

### 【理由（経緯）等】

本事業は、香寺地域を姫路市北東部の拠点として整備するための象徴的事業であり、合併以降の答申において毎年申し上げてきております。

昨年度に引き続き、溝口駅においては、現在の整備計画に基づき関係権利者と移転補償等の交渉が行われており、既に取得していただいた箇所については計画にもとづく工事に着手いただいております。香呂駅においても、一部の移転補償物件の除却が完了するなど、住民の目に見える形で事業が進捗し始めており、関係者のご努力に感謝するところであります。

しかしながら、合併後早や9年目を迎えており、合併特例債等の制度活用の観点からも一日も早い事業の完成が必要ではないかと考えております。

また、新市建設計画の具体的事業素案に【駅出入り口の複数化、駅前ロータリー、駐車場等】と特に明記された趣旨は、新市建設計画策定小委員会で踏切・道路の拡幅等のみではなく、駅出入り口の複数化、駅前ロータリー、駐車場が当地域にとって欠かせない事項であるとの認識で特別に記載されたものとご理解していただきたいと思っております。

まずは、現在の両駅周辺整備計画の早期完成に全力をあげていただくとともに、当審議会設置期間中に全体計画として、「駅出入り口複数化」などの整備計画を検討していただきたいと思っております。

### 【具体的な答申内容】

〔新市建設計画具体的事業素案に基づく事業〕

- (1) 香呂・溝口両駅周辺の踏切及び道路の拡幅、ロータリー整備工事を当審議会設置期間中（平成27年度中）に完成。（継続）
- (2) 当審議会設置期間内（平成27年度）に第2期事業としてきた橋上化等も考慮した、駅出入り口複数化等の将来計画を早急に策定し、その事業化に向けた取り組みの実施。  
また、それらが実現するまでのバリアフリー対策の観点からも暫定措置として、改札口複数化対策の検討。（継続）
- (3) 交通結節機能強化の観点から、事業完了した両駅から幹線道路までのアクセス道路の整備等の検討。（継続）

## 2. 幹線道路の新設・改良事業について（継続）

新市の一体性の速やかな確立の観点から、幹線道路の新設・改良事業について、以下のとおり答申します。

### 【理由（経緯）等】

新市の一体性の確立には、市街中心部へのアクセスとなる広域連携軸の道路網整備や、地域連携軸の柱となる幹線道路の整備をすることにより、生活の利便性を高める取り組みが必要であります。このことから、合併後に多くの道路事業に着手されていますが、合併後 9 年目を迎え新市の一体性や合併特例債等の制度活用の観点からも道路整備事業がさらに進捗するよう、市の幹線道路整備事業推進に向けたより一層の取り組みが必要であると考えます。

### 【具体的な答申内容】

[新市建設計画具体的事業素案に基づく事業]

- (1) 香呂 2 1 8 号線（川手線）新設工事の現工事区間を平成 2 6 年度中の完成・供用開始（継続）
- (2) 香呂 1 4 8 号線（香寺西線）拡幅工事について、犬飼・田野地区の早期拡幅と相坂地区のゴルフ場入り口南側付近の急カーブ部分の早急な用地取得と、拡幅工事の実施（継続）
- (3) 香呂 1 8 4 号線（田野犬飼 2 号線）の工事進捗と早期供用開始並びに、交差する香呂 1 3 3 号線（田野犬飼線）の創設換地による道路用地部分の早期完成・供用開始（継続）
- (4) 香呂 9 9 号線（中央線）の県道中寺北条線（県道バイパス）から市道中寺 1 7 7 号線（旧県道）までの区間の拡幅事業の継続（新規）
- (5) 中寺 2 8 号線（恒屋 2 号線）、中寺 1 3 5 号線（土師溝口線）などの暫定完了路線の未改良箇所の実施の継続（新規）
- (6) 香呂 2 4 7 号線（新鍊金線）の法線確定と、それに基づく事業推進（新規）  
[新市建設計画本文に基づく事業]
- (7) 県道久畑香呂線（一般県道）の中村、恒屋地内の未整備区間のより一層の事業進捗と早期完成を県に要望（継続）
- (8) 県道穴栗香寺線（主要地方道）相坂地内の未整備区間並びに、相坂トンネル付近の道路拡幅の早期事業化を県に要望（継続）
- (9) 国道 3 1 2 号の仁豊野（マリア病院前交差点）以北の早期拡幅を県に要望（継続）
- (10) 市道香呂 2 1 8 号線（川手線）から市川橋（仮称）を經由し、豊富町への連絡道路の新設事業の検討（継続）

### 3. 都市計画道路の整備促進について（継続）

**都市計画道路を中心とした交通ネットワークの構築による快適で魅力ある都市基盤の整備の観点から以下のとおり答申します。**

#### 【理由（経緯）等】

新市建設計画では姫路市の都市計画の基本方針として、多核分散型ネットワークの形成を図ると述べられております。その地域核の一つとなる香寺地域は市北東部の拠点と位置づけされており、都心部と旧町域を結ぶ広域連携軸となるアクセス道路網の整備や、それらを補完する地域連携軸となる道路網の整備など道路交通ネットワークの構築が必要と考えます。それらを考慮した場合の香寺地域における最も重要な都市基盤の整備として「都市計画道路」の整備促進を図ることが大切であると考えます。交通ネットワークの構築による人・物の交流を促進し、香寺地域だけではなく、その周辺地域との結びつき強化を図り、災害時における緊急輸送路の確保など、本市のさらなる一体性に繋がると考えます。

このことから、当審議会として香寺地域における現状の都市計画道路の計画を堅持し、整備を進めていくことが必要であると考えており、市と住民が一体となり積極的な事業化への取り組みが必要と考えます。

#### 【具体的な答申内容】

[新市建設計画本文に基づく事業]

- (1) 香寺中央線（都市計画道路）の県社会基盤整備プログラム又は、姫路市都市計画道路整備プログラムへの記載及び早期事業化への取組み（継続）
- (2) 川手線（都市計画道路）の現工事区間の完成後、引続き南進区間に当たる中仁野地区から犬飼地区までの区間及び、北進区間に当たる溝口地内の事業化。また、それら区間の事業化に必要な、県社会基盤整備プログラムへの記載又は、姫路市都市計画道路整備プログラムへの記載及び早期事業化への取組み。（継続）

#### 4. 住居と農業と自然が調和した香寺らしい田園居住地域の創出について（継続）

均衡と調和ある都市発展の観点から、新市建設計画地域別整備方針の香寺地域らしい田園居住地域としての場の創出について、以下のとおり答申します。

##### 【理由（経緯）等】

新市建設計画では姫路市の都市計画の基本方針として、多核分散型・交流ネットワークの都市構造を目指すと述べられております。その地域核の一つとなる香寺地域のまちづくりについては、駅周辺農地の宅地化可能地域の拡大とそれ以外で多く残っている農地を自然環境保護の面からも保全することにより、香寺らしいまちづくりを創出することが最もふさわしいと考えます。

新市建設計画の地域別整備方針の「香寺地域」にある、

- ・ 立地特性を生かした北東部の拠点としての振興
  - ・ 農地の多面的活用
  - ・ 良好な田園居住地域としての場の提供
  - ・ 緑に包まれた良好な住宅地としてのアメニティの高い生活環境の整備
- などについて、都市計画マスタープラン等の改定において、市の今後の考えや、計画、具体的な事業などを示していただく必要があると考えております。

##### 【具体的な答申内容】

〔新市建設計画本文に基づく事業〕

- （1）香寺らしいまちを創出するため、住宅地と田園とが調和の取れた田園居住地域の提案（継続）
- （2）都市計画マスタープランで田園居住地域としての位置付けと、それに基づく政策の立案（継続）

## 5. 連携と交流の輪がひろがるまちづくりについて（新規）

地域の賑わいの創出や市民参画、交流推進と活動の支援について、以下のとおり答申します。

### 【理由（経緯）等】

合併後の香寺地域の世帯数等の推移をみると、世帯数で約9%増加する一方、人口は約3%減少していることから、香寺地域に新たに住み始めた世帯が増える一方、香寺地域の人口は若干ですが減少しています。

新市建設計画ではまちづくりの基本戦略として、市町合併により単に1つになるのではなく、従来の各市町が持っているポテンシャルをさらに飛躍・発展させることが重要とあります。その意味からも、香寺地域の位置する立地特性や既存施設を生かした地域の連携や交流の輪がひろがるまちづくりの推進やそれらに対する支援が今後必要ではないかと考えます。

また、合併後9年目を迎え当審議会の設置期間10年も終盤を迎えていることから市民参画の観点から地域課題を話し合う場などのあり方について今後検討が必要ではないかと考えます。

なお、健康福祉センターや休養センター・香寺荘については施設の設置目的を効果的に発揮し、市民の利用を促進する観点からも、施設の運営内容や利用時間の検討、また行政目的の見直しなどによりそれに沿った所管部署にて施設の管理運営を実施していく必要があるのではないかと考えます。

### 【具体的な答申内容】

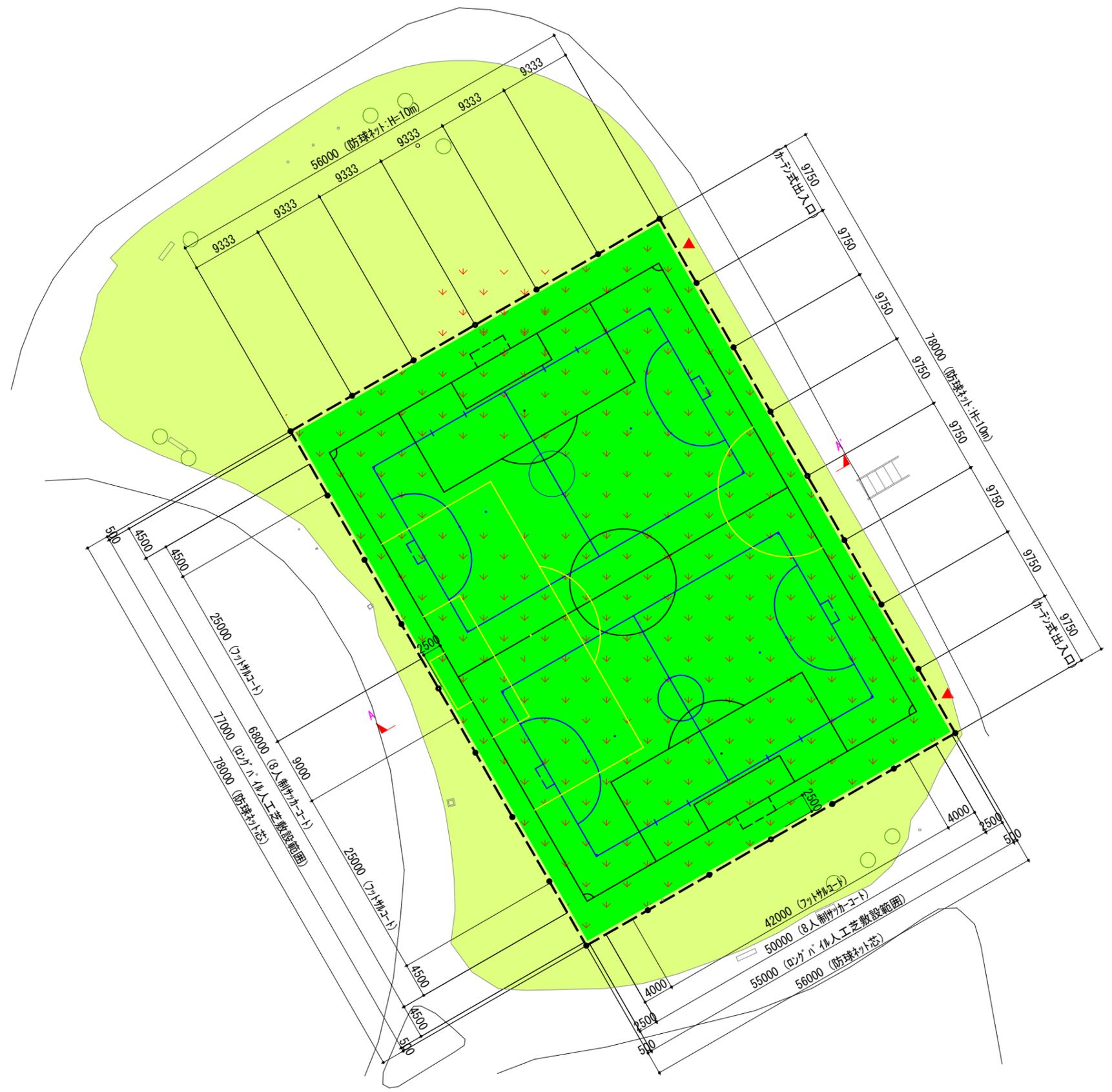
〔新市建設計画具体的事業素案に基づく事業〕

- （1）新市建設計画具体的事業素案において計画されている事業の中で未着手となっている事業の事業化へ向けた検討（健康福祉センターホール改修等）（新規）

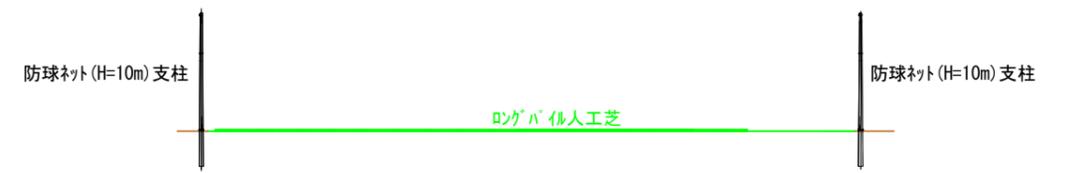
〔新市建設計画本文に基づく事業〕

- （1）地域審議会設置期間終了後（平成28年度以降）それに代わる市民の意見をくみ取る協議会等の会議のあり方検討（新規）
- （2）香寺地域における市民の多様な交流や活動を促進するため、地域内の既存公共施設の存続や、これまで休養センター・香寺荘が担ってきた地域の交流の輪や憩いの場としての機能を今後も継続するため施設の運営継続や、それらに向けた必要な措置の検討（新規）

計画平面図 S=1/300



A~A' 断面図 S=1/300



人工芝断面図 S=1/10

